

メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業概要

平成 27 年 8 月 12 日
地方公務員安全衛生推進協会

1 事業の目的

近年、異常気象等に伴う大型台風や大雨による自然災害、地震、火山の噴火等に伴う災害が全国各地で頻発しており、被災地において住民救助、避難施設の確保・運営、復旧・復興業務等昼夜を問わず過酷な業務に携わる地方公務員が心身の疲労から心の健康を害し、メンタルヘルス不調に陥るケースが確認されている。また、地方公務員の長期病休者のうち、精神及び行動の障害によるものが50%を超えている等、地方公務員に対するメンタルヘルス対策が喫緊の課題となっている。

地方公務員安全衛生推進協会（以下「協会」という。）においては、こうした大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）に対し、その要請に基づき、医師や臨床心理士等の専門員を派遣し、自治体のメンタルヘルス対策の支援を行うこととする。

2 支援事業

（1）支援事業の内容

① 個別面接

個別面接の対象者は、（ア）本人の申し出に基づく者、（イ）人事・総務当局・上司などから参加を薦められた者、（ウ）ストレス度チェックの高得点者等を考慮のうえ、自治体が選定する。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

心の健康セミナー対象者は、自治体が選定する。

③ メンタルヘルスマネジメント支援（メンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等）

当該支援は、「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」を実施する自治体の中からその希望を確認のうえ、協会が決定する。

（2）専門員の派遣

協会は、支援を決定した自治体と調整のうえ、登録した専門員の中から派遣専門員を選定し、契約・派遣する。

3 支援自治体の決定

メンタルヘルス対策支援専門員派遣は、希望する自治体からの支援要請に基づき行うものとする。支援要請は、要請書の届け出により行うものとし、協会の審査（災害等の事案の性格、規模、事業内容等）を経て支援を決定するものとする。

なお、支援決定の通知は文書により行うこととする。

4 その他

- (1) 専門員は、精神科医、臨床心理士等の中から、協会が委嘱・登録した者とする。
- (2) 専門員の派遣に要する経費は、協会が負担するものとする。